

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める  
特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	第2号	<p>2 ページの「若しくは」と「又は」の違いが分からない。</p> <p>「質問若しくは検査の徴取、質問又は検査が行われるとき」</p> <p>ここ前後は「質問」と「検査」で同じなのに、ここの間は「若しくは」と「又は」で記載が分かれている。 この違いが分からない。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>「又は」と「若しくは」のいずれも選択的接続詞ですが、小さい接続の方には「若しくは」を使い、大きい接続の方には「又は」を使うという、法令用語のルールに則ったものです。</p>